

「先端設備等導入計画」（生産性向上特別措置法）

に基づき取得した償却資産に関する課税標準の特例について

生産性向上特別措置法に基づいて、「先端設備等導入計画（以下、導入計画）」を作成し、市の認定を受けることで、地方税法の規定による固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置が受けられます。

1 対象者

導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、以下の条件を満たす者（大企業の子会社を除く）

- ・ 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金または出資金を有しない法人で、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

2 対象設備

導入計画の認定を受け新規取得した設備のうち、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する以下の設備

設備の種類	最低取得価格	販売開始時期
機械及び装置	160万円以上	10年以内
工具（測定工具・検査工具）	30万円以上	5年以内
器具及び備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備	60万円以上	14年以内

※生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。

※中古資産でないこと。

※建物附属設備については、償却資産として課税されるものに限る。

※導入計画の認定後～令和3年（2021年）3月31日までの期間内に取得したものであること。

2 特例率

固定資産税の課税標準額が、**3年間ゼロ**になります。

3 提出資料

- ・ 先端設備等導入計画の申請書（写）
- ・ 先端設備等導入計画の認定書（写）
- ・ 工業会等による仕様書等証明書（写）
- ・ 先端設備等に係る誓約書（様式第四）（※認定後に工業会証明書を取得した場合に必要）

※リース会社が申告する場合は、併せて下記の資料を提出いただく必要があります。

- ・ リース契約書（写）
- ・ 固定資産税軽減計算書